

## 九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

平成29年8月改定

大規模地震等により下水道施設が被災した際、被災自治体単独では対応が困難な場合、下水道施設の復旧に対応するための相互支援は、基本的に「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「全国ルール」という。）により行うが、これを補完する事項等を「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」として策定し、活用するものである。

### 1 ブロック内体制

- 1) 本ルールの円滑な運用を図るため、ブロック連絡会議幹事及びブロック連絡会議副幹事を置く。

ブロック連絡会議幹事を九州・山口ブロックの連絡窓口とし、他ブロックとのすべての連絡はこの連絡窓口を通すものとする。

幹事県が被災した場合には、副幹事県を連絡窓口とする。幹事県、副幹事県が被災した場合には、次年度の副幹事県が代行する。

- 2) 災害時の支援の指揮、総括を行う場として、下水道対策本部を設置し、下水道対策本部長、下水道対策本部員を置く。被災県下水道担当課長は下水道対策本部長を務めるものとする。

下水道対策本部の組織は別表1のとおりとする。

- 3) 政令指定都市が被災団体に含まれる場合、当該市に対する支援は原則として「下水道災害時における大都市間の連絡・体制に関するルール」により支援するが、必要に応じて本ルールを適用する。

- 4) ブロック連絡会議幹事及びブロック連絡会議副幹事とその任期は、別に定める「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール運営要領」による。

- 5) ブロック連絡会議構成員は予め連絡窓口を定め、すべての連絡はこの窓口を通して行うものとする。

- 6) ブロック連絡会議構成員は年度当初ただちに毎年4月1日現在の代表者名及び連絡先等をブロック連絡会議幹事に報告する。（別表2）

- 7) ブロック連絡会議構成員は、毎年4月1日現在の支援に提供可能な資機材車両等のリストを作成し、ブロック連絡会議幹事に提出する。なお、各県の下水道担当課長は、県内の下水道事業を実施している市町村分も合わせて報告する。（別表3）

- 8) ブロック連絡会議幹事は1の6）、7）により提出されたリストを取りまとめ、ブロック連絡会議構成員に配布する。

### 2 平常時の活動

- 1) ブロック連絡会議副幹事は毎年1回ブロック連絡会議構成員を召集し連絡会議を開催する。詳細は「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール運営要領」による。

- 2) 毎年2回ブロック連絡会議構成員による情報連絡訓練を行う。第1回目の簡易情報連絡訓練を年度当初にブロック連絡会議幹事が行い、第2回目をブロック連絡会議後に次年度副幹事県が行う。
- 3) 各県の下水道担当課長は、県内の下水道事業を実施している市町村に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳を複数整備し、複数箇所に保管するよう指導する。
- 4) 各県の下水道担当課長は、県内の下水道事業を実施している市町村に対し、災害が発生した場合に迅速な支援対応を行うことが出来るよう、提供可能な資機材車両等について、あらかじめ把握するよう指導する。

### 3 下水道対策本部の設置

- 1) 震度6弱以上の地震が下水道実施市町村で発生した場合、被災県下水道担当課長は下水道対策本部を設置する。
- 2) 震度5強以下の地震またはその他の大規模災害が発生した場合においても、4の手続きにより被災自治体からの要請があった場合等、被災県下水道担当課長は必要に応じて下水道対策本部を設置する。
- 3) 下水道対策本部長は速やかに被害の状況を把握し、国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部員の招集が必要と判断された場合は、下水道対策本部員の招集および支援調整隊の設置を行うことができる。
- 4) 下水道対策本部長は、下水道対策本部設置の旨を別表4に記載の一次連絡先・被災自治体に報告し、ブロック連絡会議幹事は下水道対策本部設置の旨を被災ブロック以外のブロック連絡会議幹事に報告する。
- 5) 上記3) 4) の連絡は別表4の連絡系統により行う。

### 4 支援の要請

被災自治体が被災県下水道担当課長に支援を要請するに当たっては、「被災状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請する。(別表5参照)

### 5 下水道対策本部の業務

- 1) 被災ブロック内支援の場合、「全国ルール」第8条第1項と同一とする。
- 2) 被災ブロック以外の広域支援の場合、「全国ルール」第8条第2項と同一とする。

### 6 支援体制の確立

- 1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、ブロック内県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。その際は、ブロック連絡会議幹事を連絡窓口とすることが出来る。
- 2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

- 3) 支援活動初期における被災団体の実態を考慮し、被災自治体による宿泊施設等の調整がうまく整うまでの間、支援部隊は必要な食料・飲料水・寝具等の物資を用意して「自己完結型」支援活動を行う。
- 4) 支援に従事する職員は、所属する自治体又は団体を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

## 7 他のブロックへの対応

他のブロックに設置された下水道対策本部から広域支援依頼を受けたブロック連絡会議幹事は、下水道対策本部の要請のもとで、支援部隊を編成する。

## 8 被災自治体の任務

被災自治体は、支援各団体の先遣隊の誘導、調査班等の活動の支援、活動の拠点となる施設等の調整を可能な限り行う。また、支援を受けた各団体に対して後日必要な手続きをとる。

## 9 経費負担等

支援活動に関わる諸経費及び二次災害等の経費負担は、「九州・山口9県災害時応援協定」による。なお、この協定に含まれない経費が生じた場合については、関係者で別途協議して定める。

また、民間団体の支援に係る経費は、原則として要請した自治体の負担とする。

## 10 下水道対策本部の解散

下水道対策本部長は下水道対策本部を解散した場合、その旨を別表4の連絡系統により連絡する。

## 11 相互協力

各団体は災害発生の際、友愛の精神に基づき相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することが出来るよう、日常的なコミュニケーションを密にし、意志の疎通を図っておくよう心がける。

また、各県は「全国ルール」「九州・山口9県災害時応援協定」及び本ルールの内容を管下の下水道事業を実施している市町村に周知し、被災時に円滑な運営が出来るよう心がける。

## 12 その他

前各号に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議で協議の上、定める。